

## 保健師・助産師・看護師免許に関する申請

### ○免許証を紛失・破損してしまい再交付を申請したいとき

免許証を亡失し、又は損傷したときは、厚生労働大臣に免許証の再交付申請をすることができます。

申請方法	住所地を管轄する保健所(支所)の窓口で申請（本人のみ申請可能、 <u>代理及び郵便不可</u> ） ※保健師・助産師・看護師で就業者の場合は、就業地を管轄する保健所でも申請が可能
	<b>免許証再交付申請書</b>  <b>住民票の写し(本籍必須・個人番号記載不可)または戸籍抄(謄)本(発行日から6ヶ月以内のもの)</b>
申請書類	<b>現に受けている免許証(原本)</b> ※汚損または破損した場合 ・紛失した場合でも、写しがあれば添付してください。 ・再交付手続きにあたっては窓口において聴取調査書面を作成しますので、免許番号や登録年月日がわからぬ場合は、勤務先、同時期の申請者、卒業校に確認する等、可能な限りお調べになってから来所してください。  <b>【窓口で受領する場合】</b> <b>郵便はがき</b> ※免許証が届いたことをお知らせするために使用します。 ※免許証を受取る際は、申請者本人であることが確認できる運転免許証等が必要です。  <b>【郵送を希望する場合】</b> <b>封筒(角1), 郵便切手(540円分)</b> ※免許証1枚のときの料金 ※封筒の宛名(申請書記載の住所)に「簡易書留」で免許証を郵送します。 ※申請書記載住所以外への郵送を希望される際は窓口でお申し出ください。
	<b>印鑑（認印）</b>
	<b>運転免許証や保険証、パスポート等</b> ※本人確認ができるものをお持ちください。
申請手数料	3,100円分の収入印紙（郵便局等で販売しています。）
注意事項	・この再交付手続き以前に、本籍地、氏名の変更があったにもかかわらず籍(名簿)訂正手続きをされていない場合は、別途、籍(名簿)訂正・免許証書換え交付申請の手続きが必要です。 ★籍訂正と再交付を同時に申請する場合の戸籍抄(謄)本は1通で構いません。  再交付された後、前の免許証が見つかった場合は、即時に保健所又は支所へ返納してください。 その際には、免許返納書および前の免許証(見つかった免許証)の提出が必要です。